

文 書 番 号
令和 年 月 日

国家公安委員会 殿

（所属、官職）

（氏名、押印）

疑わしい取引に関する情報の記録の写しの送付請求書

犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第13条第2項の規定に基づき、同条第1項に規定する罪に係る刑事事件の捜査又は犯罪事件の調査のため必要があると認めるので、下記の疑わしい取引に関する情報の記録の写しの送付を請求します。

記

写しの送付を請求する疑わしい取引に関する情報の概要

- 備考 1 「写しの送付を請求する疑わしい取引に関する情報の概要」の欄には、疑わしい取引の相手方の氏名、取引の日時、取引口座番号等を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。